

# 「就学援助」制度のお知らせ（令和6年度）

「就学援助」とは、小・中学生のいる家庭で、経済的な理由で援助が必要な岩出市在住の保護者に対し、児童・生徒の就学を援助する制度です。

下記の申請要件に該当し、援助を希望される方は、必要書類を添えて、学校へお申し込みください。

※就学援助の申請は毎年度必要です。

※保護者全員が申請要件に該当する必要があります。

**援助を受けることができる方/必要書類**（申請要件が重複する場合、証明書類はいずれか一つを提出してください。）

	申請要件	申請書に添付する証明書類
①	児童扶養手当を受給している方 ※「児童手当」とは異なりますのでご注意ください	児童扶養手当証書（紫色）の写し（全面）
②	令和5年度又は令和6年度に生活保護を停止又は廃止された方	保護決定（変更）通知書の写し
③	令和5年度又は令和6年度において市民税が非課税で、かつ「障害者、ひとり親、寡婦」のいずれかに該当する方	非課税を証する書類（非課税証明書等） （障害者、ひとり親、寡婦のいずれかの記載がある証明書に限る） ※未申告の場合は申告必要
④	国民年金保険料を免除されている方	減免を証する書類又はその写し
⑤	令和5年度又は令和6年度において災害等により次の税（市民税、個人事業税、固定資産税）のいずれかを減免された方	減免を証する書類又はその写し
⑥	令和5年度又は令和6年度において岩出市国民健康保険税の減免に関する規則により国民健康保険税の10分の10を減免されている方	減免を証する書類又はその写し
⑦	小学6年生・中学3年生の児童生徒の保護者で、生活保護を受けている方	生活保護受給証明書の写し

注）要件に該当していても、下記所得限度額を超える方と同居する保護者は就学援助を受けられません。

住民税の扶養控除の人数	同居の方の所得限度額	同居の方の扶養親族に下記に該当する方がいる場合は、左の所得制限額に下の額を加算します。
0人	236万円以上	老人扶養親族（住民税の扶養控除の人数と同数の場合は1人を除き）1人につき6万円
1人	274万円以上	
2人	312万円以上	
3人以上	以下1人につき38万円ずつ加算した額以上	

（参考）同居の方の所得限度額は、児童扶養手当の扶養義務者等所得限度額と同じです。

## 申請方法

以上の条件を満たし、就学援助を希望される方は、裏面の申請書に必要事項を記入し、証明書類等を添えて学校へ提出してください。

なお、兄弟が既に同じ学校へ通学又は令和6年4月に入学予定の場合は、同一申請書にご記入の上、ご提出ください。（令和6年1月に「就学援助費受給申請書（新入学児童生徒学用品費等入学前支給用）」を提出されている対象児童生徒の分は記入不要です。）

また、申請内容の確認や資料の追加提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

**学校への提出期日**（4月認定分の提出期日） ※記載する学年は令和6年度の学年です。

令和6年4月に通学する学校へ提出してください。

新入生又は春休み期間中に市外から転入した場合		左記以外の場合	
提出期日	令和6年4月15日（月）	提出期日	令和6年3月15日（金）

令和6年4月に岩出市立中学校入学予定者（岩出市立小学校を卒業する方に限る。）は、下記期日までに、卒業する小学校へ提出することができます。（※入学前支給を申請されている方は提出不要。）

提出期日	提出先
令和6年3月15日（金）	令和6年3月に卒業する岩出市立小学校

## 就学援助の種類と対象者

援助の種類	対象者
学用品費等	認定されたすべての児童・生徒
新入学児童生徒学用品費	小学新1年生・中学新1年生（5月認定からは対象外）
校外活動費	校外活動（遠足・社会見学等）実施日に認定されている児童・生徒
修学旅行費	修学旅行実施日に認定されている児童・生徒
給食費	認定された児童・生徒 ただし、就学援助の対象となる保護者のうち、次に該当する場合は、 <b>「学校給食」は援助の対象になりません。</b> 1. 児童扶養手当の一部支給制限を受けている保護者 2. 国民年金保険料の一部を免除されている保護者
医療費	学校健康診断で治療が必要とされる児童・生徒の対象となる病気の治療費（窓口負担額） （対象となる病気：トラコーマ・結膜炎・寄生虫病・水虫・伝染性皮肤病・とびひ・中耳炎・ちくのう・アデノイド・むし歯）  就学援助認定通知の際にお渡しする「医療費希望調書」を学校へ提出してください。医療機関の領収書は申請時に必要ですので、大切に保管してください。

※支給月は、原則7月・12月・3月の年3回です。

## その他

就学援助認定後、年度途中（9月頃）に現況届の提出が必要です。（用紙は学校からお渡しします。）

申請後、ご家庭の状況が変わった時（申請理由の状況に変化等があった時）は、学校又は、教育委員会へご連絡ください。

後日、受給要件に該当していないことが判明した場合、すでに支給した援助費を返還していただく場合があります。

また、左記の提出期日以降も随時（令和7年2月末日まで）申請を受付けています。その場合は、原則申請を受け付けた月の翌月から認定になります。

令和6年1月に「就学援助費受給申請書（新入学児童生徒学用品費等入学前支給用）」を提出されている方は申請不要です。ただし、兄弟が通学している場合は、その兄弟の分の申請が必要です。

【お問い合わせ先】 岩出市教育委員会 教育部 教育総務課  
電話 0736-62-2141（代表）

